

精神障害のある方の就労支援について

平成30年1月18日

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

1 障害者の雇用状況

＜民間企業における障害者の雇用状況＞

○民間企業の雇用状況（法定雇用率2.0%）

全国の実雇用率1.97% 法定雇用率達成企業50.0%（平成29年6月1日時点）

雇用者数49.6万人（身体障害者33.3万人，知的障害者11.2万人，**精神障害者5.0万人**）○雇用者数は14年連続で過去最高を更新。障害者雇用は着実に進展。**特に精神障害者数が大きく増加。**○身体・知的障害と比較して，**精神障害者の就業率が低い。**（労働力人口当たりの就業者割合 身体障害者29.7%，知的障害者26.8%，**精神障害者2.5%**）

（1）全国と京都府の民間企業における障害者雇用状況

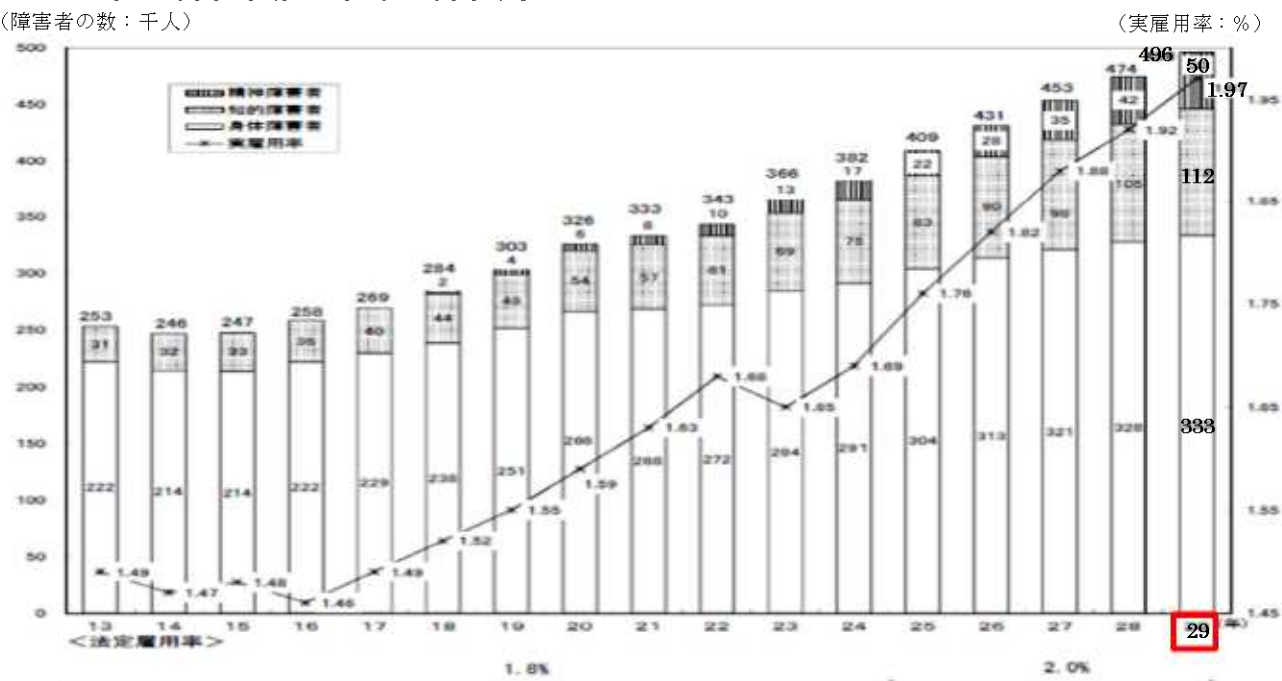
※各年度とも6月1日時点の状況

	全 国			京 都 府		
	企業数	実雇用率（%）	法定雇用率達成企業の割合（%）	企業数	実雇用率（%）	法定雇用率達成企業の割合（%）
平成29年	91,024	1.97	50.0	1,728	2.07	53.1
平成28年	89,359	1.92	48.8	1,714	2.02	50.6
平成27年	87,935	1.88	47.2	1,680	1.97	49.7
平成26年	86,648	1.82	44.7	1,630	1.95	47.4
平成25年	85,314	1.76	42.7	1,588	1.93	46.9
平成24年	76,308	1.69	46.8	1,438	1.80	49.7
平成23年	75,313	1.65	45.3	1,429	1.78	48.1
平成22年	71,830	1.68	47.0	1,358	1.82	49.5
平成21年	72,328	1.63	45.5	1,376	1.77	47.5
平成20年	73,042	1.59	44.9	1,389	1.76	48.0

出展：京都労働局「平成29年度 京都府内の障害者の雇用状況について」

（2）全国の障害者雇用者数（障害別）

（障害者の数：千人）



出典：厚生労働省「平成28年度 障害者の雇用状況の集計結果」

※各年度とも6月1日時点の状況

<障害者の職場定着について>

○身体・知的障害と比較して、精神障害者の職場定着率が低い。

○職場定着支援に対するニーズが年々高まっている。

平成30年4月～ ○障害者総合支援法が改正され、「就労定着支援」が創設される。

○国の第5期障害福祉計画において、就労定着支援が見直される。

(3) 全国の就労継続率比較

※平成24年3月末時点



出典：厚生労働省「平成24年度 一般就労後の職場定着フォローアップに関する調査」

(4) 職場定着状況（就職後1年経過時点の定着率）

年度	26	27	28
身体	91.0%	91.0%	100.0%
知的	77.2%	78.3%	81.4%
精神	70.6%	70.6%	66.7%
全体	76.6%	77.2%	76.2%

※ 平成26年度までは「京都障害者就業・生活支援センター」のみの実績

平成27年度以降は「京都市障害者職場定着支援等推進センター」を加えた実績

(5) 相談・支援件数

年度	相談・支援 件数	うち就職に 向けた相 談・支援件 数	うち職場定 着に向けた 相談・支援 件数	うち日常生 活、社会生 活に向けた 相談・支援 件数	うち就業と 生活の両方 にわたる相 談・支援件 数	職員延 べ人数 (人月)	職員一人当 たり相談・ 支援件数
25	4,489件	2,076件	1,135件	416件	862件	84	53.4件
26	7,040件	2,589件	2,518件	428件	1,507件	120	58.7件
27	11,974件	5,753件	4,118件	982件	1,141件	156	76.8件
28	18,583件	8,485件	7,670件	852件	1,576件	168	110.6件
29	12,773件	5,600件	5,050件	499件	1,624件	204	62.6件

※ 平成25年度までは「京都障害者就業・生活支援センター」のみの実績

平成26年度以降は「京都市障害者職場定着支援等推進センター」を加えた実績

平成29年度は4月～9月分の実績

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の 一部を改正する法律（概要）

趣 旨

（平成28年5月25日成立・同年6月3日公布）

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

概 要

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要がある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

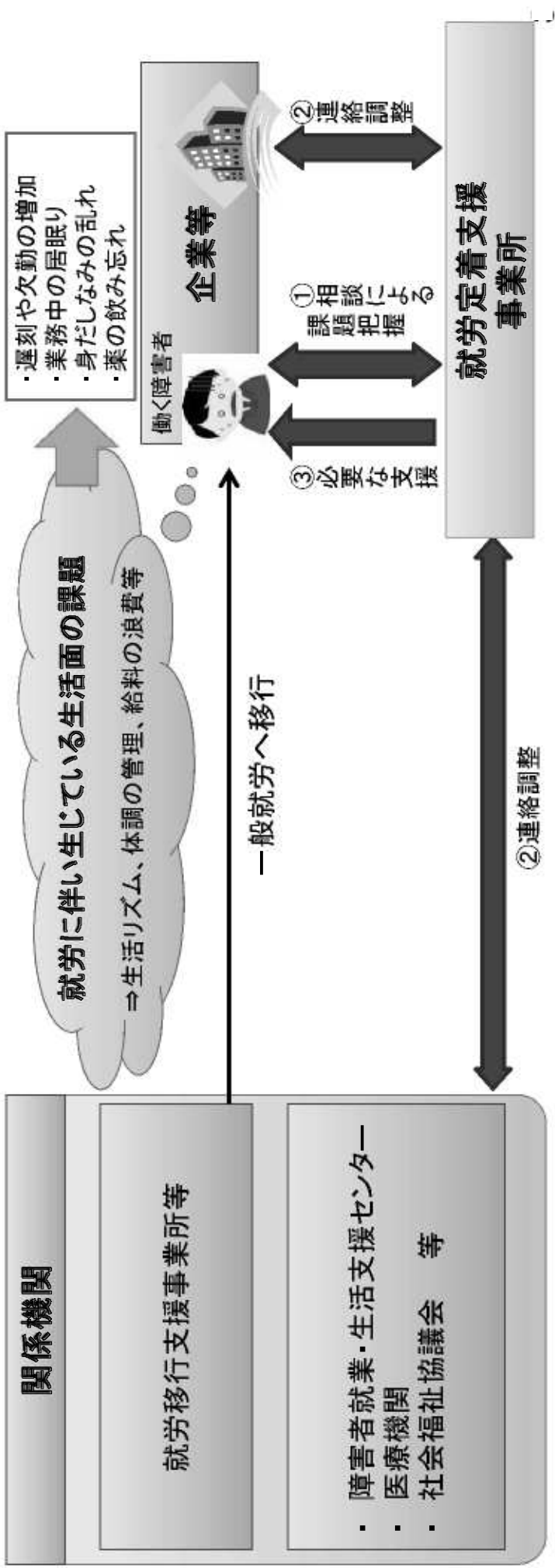
施行期日

平成30年4月1日（2.(3)については公布の日（平成28年6月3日））

就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設

- 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障害者が増加している中で、今後、在職障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズはより一層多様化かつ増大するものと考えられる。
- このため、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを新たに創設する（「就労定着支援」）。

対象者	支援内容
○ 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者	○ 障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。 ○ 具体的には、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施。



第5期障害福祉計画等に係る国の基本指針の見直しについて

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。平成29年3月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。次期計画期間はH30～32年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築・障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ・ 発達障害者支援の一層の充実

3. 成果目標(計画期間が終了するH32年度末の目標)

- ① 施設入所者の地域生活への移行
- ・ 地域移行者数: H28年度末施設入所者の9%以上
- ・ 施設入所者数: H28年度末の2%以上削減
- ※ 高齢化・重症化を背景とした目標設定

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】

- ・ 保健・医療・福祉関係者による協議の場(各圏域、各市町村)の設置
- ・ 精神病床の1年以上入院患者数: 14.6万人～15.7万人に
(H26年度末の18.5万人と比べて3.9万人～2.8万人減)
- ・ 退院率: 入院後3ヵ月 69%、入院後6ヵ月84%、入院後1年90%
(H27年時点の上位10%の都道府県の水準)

- ③ 地域生活支援拠点等の整備
- ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備

4. その他の見直し

- ・ 障害者虐待の防止、養護者に対する支援
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進

・ 難病患者への一層の周知

・ 意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方 等

④ 福祉施設から一般就労への移行

- ・ 一般就労への移行者数: H28年度の1.5倍
- ・ 就労移行支援事業利用者: H28年度の2割増
- ・ 移行率3割以上の就労移行支援事業所: 5割以上
- ※ 実績を踏まえた目標設定
- ・ 就労定着支援1年後の就労定着率: 80%以上(新)

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等【新たな項目】

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場(各都道府県、各圏域、各市町村)の設置(H30年度末まで)

<障害者の法定雇用率の引き上げについて>

- 平成30年4月～ ○障害者の法定雇用率引き上げ（法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加わる）
 ○今後、在職精神障害者の就業に伴う生活上の支援ニーズはより一層多様化かつ増大するものと考えられる。
 ○平成33年4月までには、更に0.1%引き上げ

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

出典：厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク「平成30年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになります」

【法定雇用率の算定式】

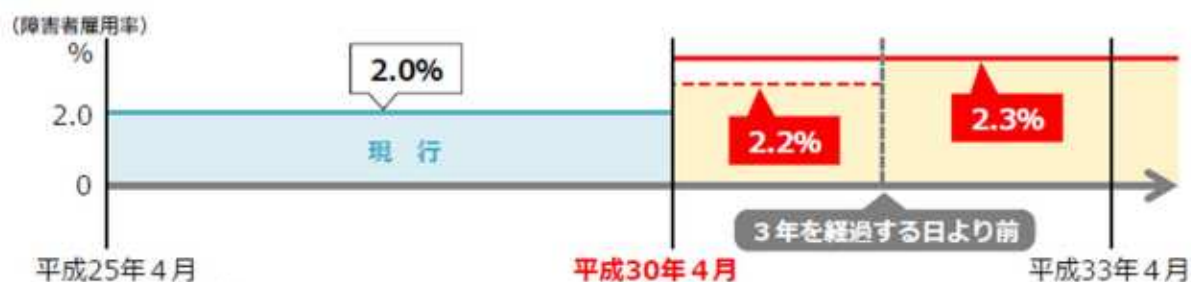
$$\text{法定雇用率} = \frac{\begin{array}{l} \text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} \\ + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数} \end{array}}{\text{常用労働者数} - \text{除外率相当労働者数} + \text{失業者数}}$$

追加

出典：厚生労働省「③法定雇用率の算定基礎の見直しについて」

- ▶ 平成30年4月から3年を経過する日より前※に、民間企業の法定雇用率は2.3%になります。
 （国等の機関も同様に0.1%引上げになります。）

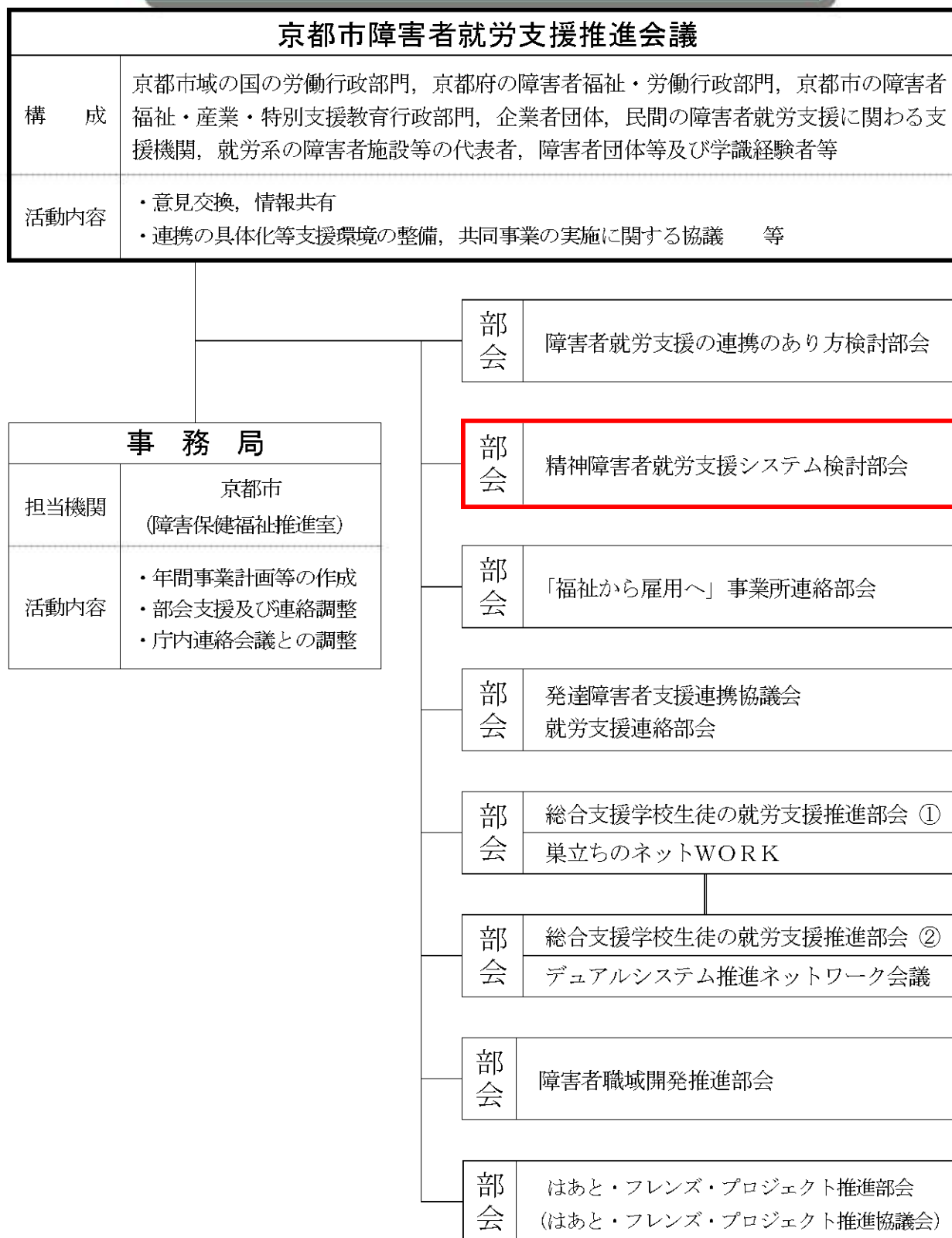
※ 具体的な次回の引き上げ時期は、今後、労働政策審議会において議論がなされます。
 ※ 2.3%となった際には、対象となる事業主の範囲は、従業員43.5人以上に広がります。



出典：厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク「平成30年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになります」

2 本市における障害者就労支援

京都市障害者就労支援推進会議 組織図



京都市障害者就労支援推進会議通信

第9号 平成29年7月

事務局：京都市保健福祉局 障害保健福祉推進室

平成29年度の主な事業と予算

- | | | |
|---|--------------------------------|-----------|
| 1 | 障害者職場定着支援等推進センター事業 (継続) | 22,180千円 |
| | (内、企業で働く精神障害者定着支援重点事業(新規)) | 10,880千円) |

障害のある方の一般就労における長期的な定着支援を図るため、京都市域における職場定着支援の中核として、26年4月、「京都市障害者職場定着支援等推進センター」(北山ふれあいセンター内)を設置しました。

また、平成30年度から法定雇用率の算定基礎の対象に、新たに精神障害者が追加されることから、今後、精神障害のある方の就労・定着支援のニーズが飛躍的に増加していくことが見込まれています。この状況に対応するため、29年4月、本センターの南部分室(京都テルサ内)を新たに設置するとともに、両センターに、主に精神障害者対応の専門職員を1名ずつ配置し、精神障害のある方の職場定着支援に重点的に対応を開始しました。(新規事業)

両センターでは、障害者就業・生活支援センターと緊密な連携を図りながら、企業訪問等による情報把握や仲間づくり支援(交流サロン「ぼろぼろ」)などを行うことにより、離職防止・離職時の再就職支援体制を整備し、障害のある方の長期就労をサポートしています。



交流サロン「ぼろぼろ」の様子

- | | | |
|---|----------------------------|----------|
| 2 | 障害者就労支援プロモート事業 (継続) | 11,030千円 |
|---|----------------------------|----------|

障害保健福祉推進室に「障害者就労支援プロモーター」を2名配置し、京都市障害者就労支援推進会議及び部会を開催するほか、「障害者の働く力」の向上や「障害福祉事業所の障害者を支える力」の向上、「企業の雇用する力」の向上を支援します。

障害のある方や就労支援者を対象とした「スキルアップ研修」をはじめとして、他事業との連携を図りながら、障害のある方の「働く力」や「支える力」の向上を支援するとともに、企業(人事担当者等)を対象とした企業見学会やセミナーなども実施します。



スキルアップ研修(支援者向け)の様子
[平成28年5月11日]

【参考】京都市障害福祉計画における「福祉施設から一般就労への移行」

年 度	平成28年度	平成29年度
目標値	150人	163人
実績値	162人	—

3 障害者職場実習・チャレンジ雇用推進事業 (継続)**3, 169千円**

就労支援機関と連携し、障害のある方で、一般就労を希望する方を対象に、京都市役所の職場において、職場実習やチャレンジ雇用（臨時的任用職員としての雇用）を実施することにより、そこで得られる経験を通じて、将来の企業就職に向けたステップアップとしていただくとともに、広く企業や市民の皆様に障害者就労に関する啓発及び理解の促進を図っています。

なお、実習及び雇用の期間中は、実習コーディネーター（ジョブコーチ等）によるサポート体制を整備し、実習の進め方、業務の切り出しや実習評価などを行い、事業効果の向上を図っています。

【職場実習】

約2週間、障害のある方を京都市役所の職場に受け入れ、就労を体験していただきます。

○今年度予定 実習生：23名、職場：23職場（区役所、保育所、図書館など）

【チャレンジ雇用】

職場実習生から数名を選考し、約2箇月間の京都市の臨時的任用職員として採用し、更なる実戦経験を積んでいただくことで、一般就労のための具体的なステップアップとする機会を提供しています。

○今年度予定 実習生：2名、職場：（未定）

4 障害者雇用促進アドバイザー派遣等支援事業 (継続)**5, 500千円**

障害者雇用に意欲があり、具体的に雇用を進めるに当たり、職域開発や特例子会社設立等のノウハウを必要としている企業等に対して、障害者雇用促進アドバイザーの派遣や、障害のある方を雇用する際に必要な備品購入に要する費用の補助を行うことにより、障害のある方の職域を拡大し、自立と社会参加の推進を図ります。

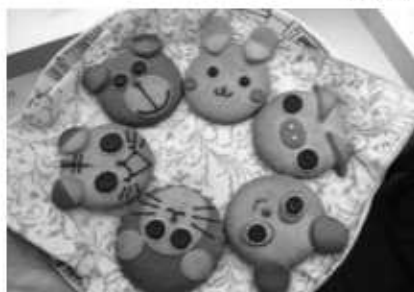
また、障害者雇用の必要性あるいは意欲はあるものの、具体的な雇用計画の検討に至らない企業等を「障害者雇用促進のための連続研究会実践セミナー」でサポートし、障害者理解の促進や実際の雇用拡大につなげます。

5 はあと・フレンズ・プロジェクト推進事業 (継続)**16, 239千円**

障害福祉事業所で作られたものに限定せず、障害のある方が広く関わってできた製品を「はあと・フレンズ」の仲間＝「はあと・フレンズ」としてブランド化し、企業連携、事業所連携、市民協働の視点を取り入れた製品開発、生産、販売の新しいモデル事業づくりを行うことにより、モノづくりに励む障害のある方の多様な生き方を支援するものです。取組を通じて、障害のある方の自立と社会参加を促進するとともに、企業や市民に対する障害者福祉への理解促進や将来の雇用機会の創出を図ります。

はあと・フレンズ・ストア

四条河原町の花遊小路商店街内に店舗を移転して2年目となります。

【商品の一例】

動物クッキー



ネコプレート

平成28年度 京都市の障害者就労支援の主な取組状況

1 障害者就労支援プロモート事業

(1) 京都市障害者就労支援推進会議の開催

開催日 28.6.27	報告事項	京都市障害者就労支援推進会議 部会等の取組状況について 京都市障害福祉計画における福祉施設から一般就労への移行について 平成27年度京都市障害者就労支援推進事業について
	協議事項	精神障害のある方の就労について

【部会】

障害者就労支援の連携のあり方検討部会	障害のある方の職域拡大に向けた支援	1回開催
精神障害者就労支援システム検討部会	精神障害者就労支援システムの検討	4回開催
「福祉から雇用へ」事業所連絡部会	就労移行に係る課題検討	1回開催
発達障害者支援連携協議会・就労支援連絡部会	発達障害者の就労支援について	2回開催
巣立ちのネットワーク	総合支援学校 PTA 職場開拓の取組等	4回開催
	第23回雇用フォーラムの開催※	28.11.9
デュアルシステム推進ネットワーク会議	長期企業実習や職業教育のあり方を検討	2回開催
障害者職域開発推進部会	アトピー等派遣等支援事業のヒアリング等	1回開催
はあと・フレンズ・プロジェクト推進部会	事業の進捗状況及び計画等	1回開催

(2) 障害者就労支援スキルアップ研修の実施

障害のある方や就労支援担当者等が一般就労への移行のために必要な知識・スキルを習得する研修会を開催しました。(全16回、延べ440名参加)

(3) 企業見学会・セミナーの実施

企業の人事担当者等向け企業見学会・セミナー(障害者雇用の好事例等)を開催しました。見学会やセミナーでは、京都市の伝統工芸分野での職域開拓にも取り組みました。(全9回、延べ337名参加)



伝統工芸見学会の様子
[平成29年3月15日]

2 障害者職場実習・チャレンジ雇用推進事業

(1) 職場実習の実施状況

身体障害(1名)、知的障害(14名)、精神障害(8名)のある方23名が市役所(区役所、保育所、図書館等)の職場で、それぞれ約2週間の職場実習を行いました。

(2) 職場チャレンジ雇用の実施状況

上記の職場実習を受けた方の中から3名を京都市の臨時的任用職員として採用しました。

実施職場：障害保健福祉推進室(3名)

3 障害者雇用促進アドバイザー派遣等支援事業

「障害者職域開発推進部会」の有識者等からの意見を踏まえ、以下の事業者を補助事業者に指定し、障害者雇用拡大の取組を支援しました。

事業者名	事業実績概要
(株) バイカル	洋菓子の型抜き、製菓補助、菓子の箱詰め（本事業による雇用拡大2名〔29.3末時点〕）
(有) 山田木工所	3D木工加工機械のオペレータ及び研磨加工等（本事業による雇用拡大1名〔29.3末時点〕）
(有) 中村ローソク	京都の伝統産業「和ろうそく」の絵付け（本事業による雇用拡大1名〔29.3末時点〕）

4 はあと・フレンズ・プロジェクト推進事業

（1）アンテナショップ「はあと・フレンズ・ストア」の設置・運営

〔営業時間〕 11:00～19:30 〔定休日〕 毎週水曜日、年末年始
 〔所在地〕 京都市中京区新京極通四条上ル中之町 565-15
 〔TEL〕 075-221-8033 〔FAX〕 075-221-8118
 〔HP〕 <http://kyoto-heartfriends.com/>
 〔Email〕 heart-friends@cap.ocn.ne.jp
 〔twitter〕 https://twitter.com/heart_friends
 〔売上等〕 取扱：85 事業所（H29.3）996アイテム 売上：約1,023 万円

〔アクセス〕



（2）各種イベントの実施、連携

- ダブディビ・デザイン×はあと・フレンズ 共催セミナー〔共催〕…「障害者アートの魅力を伝える商品開発」
- 第8回ほっとはあと EXPO in Kyoto〔連携〕
- 第20回笑顔いっぱい元気いっぱい保育フェスタ〔出展〕 など

（3）事業モデルの構築

新しい事業モデル（例）

【民間企業との連携による商品開発】

オリジナル風呂敷（株式会社ダブディビ・デザイン×はあと・フレンズ・ストア×丸和商業株式会社）を共同開発。応募いただいた約70点から、厳選なる審査のもと原画3点が商品化となりました。



＜オリジナル風呂敷＞

（4）はあと・フレンズ・ギフトカード

【京都市による障害者就労施設等からの調達推進】

はあと・フレンズ・ストアが発行する「はあと・フレンズ・ギフトカード」を京都市が購入し、イベント記念品や謝礼として市民に広く配布する取組。

京都市によるほっとはあと製品や障害福祉事業所の取組を普及啓発することを目的としています。



＜ご利用の手引＞



京都市障害者就労支援推進会議通信 第9号 平成29年7月発行

事務局：京都市保健福祉局 障害保健福祉推進室

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町4-8番地

TEL 075-222-4161 FAX 075-251-2940 URL <http://www.hatarakimahyo.jp/>

京都市印刷物第294333号